

必ずチェック

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

最低賃金



使用者も、労働者も。



熊本県最低賃金が改定されました。

630円^{時間額}

発効日：平成21年10月18日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省
ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは熊本労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

